北日本紡績株式会社定款

第１章　総　　則

第１条（商号）当会社は、北日本紡績株式会社と称する。

第２条（目的）当会社は、次の事業を営むことをその目的とする。

1. 各繊維の紡績織布、加工並びに販売
2. 不動産の売買・管理保全並びに賃貸借
3. 損害保険代理業
4. 水質浄化システムの製造販売
5. 省エネルギー装置の製造販売
6. 各種化学工業品の製造、加工並びに販売
7. 各種機械・器具・装置の製造、修理並びに販売
8. 各種医療機器・用具の製造、修理並びに販売
9. 生化学製品の製造並びに販売
10. 合成樹脂の製造、販売並びにリサイクル事業
11. プラスチック成型品製造、販売並びにリサイクル事業
12. 各種健康食品の製造、加工並びに販売
13. 各種化粧品の製造、加工並びに販売
14. 各種コンサルタント業
15. 労働者派遣事業
16. 企業の買収、合併、会社分割、会社交換・移転、事業譲渡、資本提携、業務提携等の企画立案、斡旋及びその仲介業務並びにそれらに関するコンサルティング業務
17. 前各号に附帯、又は関連する一切の業務

第３条（本店の所在地）当会社は、本店を白山市に置く。

第４条　（機関）　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会
(2) 監査等委員会
(3) 会計監査人

第５条（公告方法）当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をできない場合は、北國新聞に掲載して行う。

第２章　株　　式

第６条　（発行可能株式総数）当会社の発行可能株式総数は、85,925,976 株とする。

第７条　（自己の株式の取得）当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第８条（単元株式数）当会社の単元株式数は、100 株とする。

第 9 条（単元未満株式を有する株主の権利）当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 10 条（株主名簿管理人）当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第 11 条（株式取扱規則）当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章　株　主　総　会

第 12 条（招集の時期）定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

第 13 条（定時株主総会の基準日）当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 14 条（議決権の代理行使）株主またはその法定代理人は、議決権ある他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合には株主または代理人は総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(2) 前項の代理人は 1 名に限る。

第 15 条（招集者および議長）株主総会は取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故ある時は、取締役会で予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

第 16 条（決議の方法）株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

(2) 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 17 条（議事録）株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載し、これを会社に 10 年間保存する。

第 18 条（電子提供措置等）当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

(2) 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章　取締役および取締役会

第 19 条（定員）当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は 10 名以内とする。

(2) 当会社の監査等委員である取締役は 4 名以内とする。

第 20 条（選任）取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会において選任する。

(2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(3) 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

第 21 条（取締役の任期）取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(3) 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 22 条（役付取締役）取締役会はその決議により取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から取締役社長 1 名を定め、必要に応じ取締役会長、取締役副社長各 1 名、および専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。

第 23 条（代表取締役）取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から代表取締役を選定する。ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。

第 24 条（業務執行）取締役は、取締役会を組織し、当会社の業務執行に関する重要事項を決議する。

(2) 取締役会は、必要に応じ取締役社長これを招集する。

(3) 取締役会の議長は、取締役社長がこれにあたる。

(4) 取締役社長事故あるときは、取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

第 25 条（取締役会の招集）取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(2) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 26 条（取締役会の決議方法）取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(2) 当会社は会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第 27 条（取締役会の議事録）取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印して会社に 10 年間保存する。

第 28 条（報酬等）取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって定める。

第 29 条（顧問、相談役）当会社は取締役会の決議により、顧問、相談役を置くことができる。

第 30 条（取締役会規則）取締役会に関する事項は本定款の定めるもののほかは、取締役会で定める取締役会規則による。

第 31 条（取締役の責任限定契約）当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で同法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める金額を限度とする契約を締結することができる。

第 5 章　監査等委員会

第 32 条（監査等委員会の権限）監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

第 33 条（監査等委員会の招集通知）監査等委員会は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(2) 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 34 条（監査等委員会規則）監査等委員会に関する事項は、本定款の定めるもののほかは、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

第 6 章　会計監査人

第 35 条（選任方法）会計監査人は、株主総会において選任する。

第 36 条（任期）会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 37 条（会計監査人の責任限定契約）当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 7 章　計　算

第 38 条（事業年度）当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 39 条（剰余金配当の基準日）当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(2) 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

第 40 条（中間配当の基準日）当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。

第 41 条（配当の除斥期間）配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

（附則）

1．変更前定款第 18 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 18 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70

号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

２．前項の規定にかかわらず、施行日から６ か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前款第 18 条はなお効力を有する。

３．本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３ か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上